

令和7年12月23日

石川県危機管理部危機対策課
担当者：課長 谷内 勇人
内線：4280
外線：076-225-1480

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定解除について

令和6年能登半島地震に係る長期避難世帯について、津幡町が復旧工事完了に伴い、避難指示を解除したことから、被災者生活再建支援法に基づき、次のとおり認定を解除しました。

市町	地域	世帯数	認定日	解除日	(参考) 避難指示 解除日
津幡町	緑が丘	8	R6.5.21	R7.12.23	R7.12.23

(注) 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援制度において、自然災害による被害が発生する危険な状況が継続するなど、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）のことであり、支援法上「全壊世帯」及び「半壊であっても解体する世帯」と同様の支援となる。